

鶴見区多文化共生基本指針 を策定しました！！

～多文化共生社会のさらなる発展に向けた施策の方向性～

鶴見区は平成20年に「鶴見区多文化共生推進アクションプラン」を策定し、これまでもお互いの文化を理解・尊重しながら国籍を超えて交流・活動し、誰でも暮らしやすいまちづくりを進めてきました。



アクションプラン策定から15年が経過し、外国人はますます増え、国籍も多様化するなど、区内の状況も変化していることから、多文化共生社会のさらなる発展を目指す施策の方向性を示すため「鶴見区多文化共生基本指針」を策定しました。

鶴見区は本指針に基づき、今後も多文化共生社会のさらなる発展に向け、地域や事業者、団体のみなさまと連携して、施策を推進していきます。

基本指針の概要

詳細は区ウェブページから



(1) めざす姿
国や文化のちがいを越え 誰もがいきいきと暮らすまち・つるみ

(2) 3つの施策
施策1 情報アクセスや相談・学習支援の充実によるつながりづくり

施策2 一人ひとりの安全・安心な暮らしを支える体制づくり

施策3 外国人、日本人が互いに学び合い、助け合う地域づくり

(3) 策定の経過

基本指針の策定にあたっては、区の現状を把握するための調査を3か年にわたり実施しました。また、在住外国人・支援機関のみなさまの声や、有識者のアドバイスをいただいています。

「鶴見区 多文化共生基本指針」策定経過

多文化共生のまちづくり宣言

H20年度
多文化共生推進
アクションプラン

R3年度
外国人数基礎調査
(客観的データ)

R4・5年度外国人意識調査
(ヒアリング調査)
支援機関・団体/外国人区民

指針策定作業

有識者からのアドバイス
関係機関・外国人区民ヒアリング

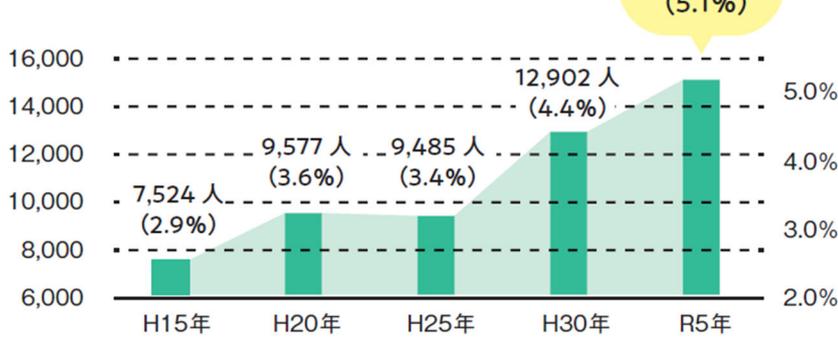
R6年度
多文化共生基本指針

(参考) 鶴見区の在住外国人の状況

鶴見区の在住外国人の現状

＼ 20年間で倍増 /

【外国人数の推移】 住民基本台帳 各年 12 月末現在



【在住外国人数が 100 人を超える国・地域の数】

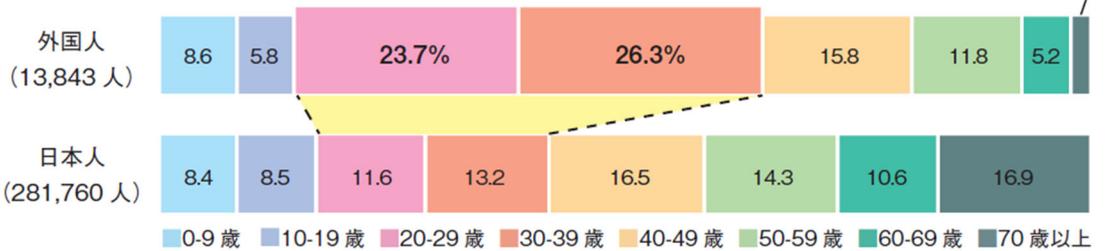
住民基本台帳 各年 12 月末現在

＼ 20年間で多様化 /



【年齢構成ごとの比率】 住民基本台帳 令和 3 年 1 月 1 日現在

＼ 20・30 代が半数を占める /

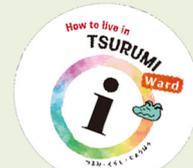


鶴見に住む外国人の人数・割合は 20 年間で 2 倍に増え、国籍の多様化も顕著になっています。
若い世代や子育て世代が多く、地域活動の担い手としての活躍が期待されています。



R6年1月
スタート!

外国人向け情報発信拠点
How to live in TSURUMI ward
～つるみ・くらし・じょうほう～



ロゴマーク
が目印です

鶴見区では、外国人が生活に必要な情報や行政情報をいつでも入手できるよう、日頃利用するお店やレストラン、郵便局など約 40 か所にご協力いただき、多言語情報を配布しています。



設置場所はここから

お問合せ先

鶴見区区政推進課長 藤田 博巳 Tel 045-510-1675



～多文化共生社会のさらなる発展に向けた施策の方向性～

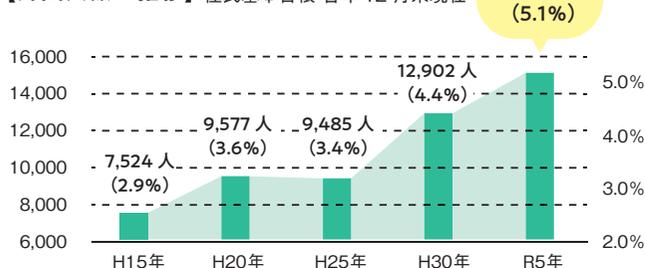
策定趣旨

鶴見区では、多文化共生を推進する行動計画として、平成 20 年に「鶴見区多文化共生推進アクションプラン」を策定し、地域や事業者、団体等のみなさまとともに、さまざまな取組を進めてきました。その後、在住外国人のさらなる増加や多国籍化が進み、社会全体も人口減少・少子高齢化が進行するなど、区民を取り巻く環境が大きく変化してきたことから、令和 3～5 年度にかけて、鶴見区内に暮らす外国人の状況等に関する調査を実施しました。

本指針は、この調査結果等を踏まえ、鶴見区多文化共生推進アクションプランを見直し、多文化共生社会のさらなる発展を目指す施策の方向性を示すものです。

鶴見区の在住外国人の現状

【外国人数の推移】 住民基本台帳 各年 12 月末現在



この 20 年間で区内の外国人数・割合はほぼ倍増し、今では区民の約 20 人に 1 人が外国人。

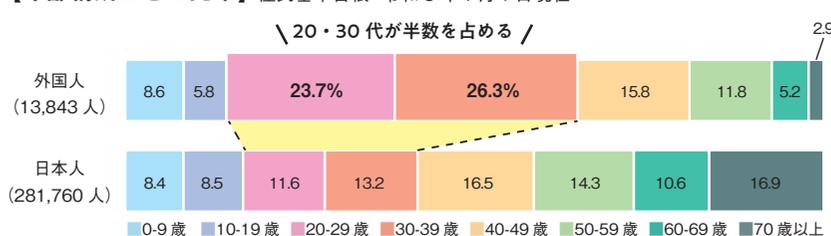
【在住外国人数が 100 人を超える国・地域の数】 住民基本台帳 各年 12 月末現在



国籍の多様化も進み、言語や文化・習慣などのバリエーションも増え、ニーズや必要なサポートもさまざまに。

—令和 3 年度鶴見区外国人数基礎調査・住民基本台帳より—

【年齢構成ごとの比率】 住民基本台帳 令和 3 年 1 月 1 日現在



区内の在住外国人は 20・30 代が 50% を占め、平均年齢は 35.20 歳。日本人を含む区全体の平均年齢 44.36 歳と比べても若い世代が多い。

在住外国人の声

暮らしやすいと感じたこと

- ・いろいろな国出身の人がいて、なじみやすい。同じ国の友人や日本人の同僚との情報交換もしている。
- ・日本語が不慣れな中でも、子どもが通う幼稚園の親たちはやさしく、たくさん会話をしてくれる。
- ・子どもが病気になるとう保育園で相談し、病院も紹介してもらった。
- ・日本語教室の先生が、日本での生活や、仕事をしていくために必要なステップも教えてくれた。
- ・地域のイベントでの母国の料理や音楽などの紹介を通じ、地域の人と仲良くなれた。留学生がお祭りに参加している地域もある。

—令和 4・5 年度鶴見区外国人意識調査より—

暮らしの中での困りごとやニーズ

- ・日本語はどこで学べるの？ 身近に学べる場所があったらいい。
- ・生活情報はどこにあるの？ 多言語かつわかりやすく発信してほしい。
- ・書類は大事なことだけ、わかりやすく書いてほしい。
- ・区役所や病院は難しい専門用語が多くてわかりづらい。など
- ・病気になったらどこに行けばいい？
- ・入学や受験の仕組みが難しい。
- ・災害が起きたときどこに避難すればいいの？
- ・介護保険や年金など、日本には母国にはない制度や文化がたくさんあるので、イメージがわかるものがあるとよい。 など
- ・外国人同士が集まる機会や日本人とも交流する機会がほしい。
- ・自分のスキルを活かした仕事、活動をしたい。
- ・子ども連れでいける遊び場やイベントが知りたい。
- ・自治会町内会が何をするとところかわからない。 など

外国人も暮らしやすいまちとなるためのポイント

① **コミュニケーション支援**
ことば・情報収集機会・学習支援 など

② **生活支援**
住宅、就労、福祉、防災 など

③ **地域・社会参画の推進**
地域活動への参画、スキルの発揮 など

－ めざす姿 －

国や文化のちがいを越え 誰もがいきいきと暮らすまち・つるみ

多文化共生社会のさらなる発展に向け、行政、地域、事業者や団体が連携して、施策を推進していきます

3つの施策

① コミュニケーション支援

施策1

情報アクセスや相談・学習支援の充実によるつながりづくり

外国人も日本人と同じように生活に必要な情報や権利・義務を知ることができるよう、多言語化や発信方法の工夫、「やさしい日本語」の活用を推進するとともに、日本語学習の機会の充実を図ります。

例えば…

- 生活情報の多言語化や翻訳ツールの充実、「やさしい日本語」の積極活用
- Web・SNSを活用したタイムリーな情報発信
- 支援機関や店舗等を通じた、継続的な情報発信やニーズの把握
- 日本語支援ボランティアの育成や学習ニーズとのマッチングの促進

② 生活支援

施策2

一人ひとりの安全・安心な暮らしを支える体制づくり

それぞれのライフサイクルや居住期間に応じたサービスの提供を行い、文化や言語、制度などの違いにかかわらず、外国人が安全・安心に暮らせるよう支援します。

例えば…

- 日常的な困りごとに対する相談対応
- 住まい・仕事さがしのサポートやアフターフォロー
- 医療・保健・福祉サービスの切れ目ない提供
- 保育・教育体制の確保
- 災害時の備えの普及啓発、支援体制の充実

③ 地域・社会参画の推進

施策3

外国人、日本人が互いに学び合い、助け合う地域づくり

外国人が地域社会の一員として自立して暮らすとともに、様々なコミュニティにおいて、自分らしく活躍できるよう、地域における多文化共生の風土づくりを進めます。

例えば…

- 基本指針の周知による共生意識の醸成
- 多言語ツールの普及による地域でのコミュニケーション機会の促進
- 外国人と日本人が互いの文化・習慣を知り、交流する場づくり
- 外国人の経験・スキルを発揮できる環境づくり
- 地域コミュニティのニーズと外国人人材をマッチングする仕組みづくり

鶴見で多文化共生に取り組む人たち

@区内の飲食店、店舗、郵便局
etc.

外国人向け
情報発信の強化
情報発信拠点の
整備など



@鶴見区役所のすべての窓口

多言語対応や
「やさしい日本語」の推進
翻訳機器の活用、資料
の多言語化など



@NPO法人、ボランティア団体
etc.

外国人の自立に
向けた支援
学習支援、進学・
資格取得支援など



@鶴見国際交流ラウンジ
@日本語支援拠点施設
鶴見ひまわり
etc.

安心して生活を
送るための支援
窓口相談・
日本語教室など



@国際学生会館 & 地域の自治会町内会
etc.

多様な文化の交流、
外国人の活躍の場づくり
交流イベントなど



「鶴見区 多文化共生基本指針」策定経過

多文化共生のまちづくり宣言

H20年度
多文化共生推進
アクションプラン

R3年度
外国人数基礎調査
(客観的データ)

R4・5年度外国人意識調査
(ヒアリング調査)
支援機関・団体/外国人区民

指針策定作業

有識者からのアドバイス
関係機関・外国人区民ヒアリング

R6年度
多文化共生基本指針

<この指針での「外国人」「国」の表記>

【外国人】 …… 「国籍が日本国籍以外の人」「外国から日本に来た人」「外国にルーツのある人(例:保護者が外国籍の人)」など、日本以外の国や地域に何らかのつながりがある人すべてを含みます。

【国】 …… 日本以外のすべての国、地域を指します。